

福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の 算定構造

令和6年6月版

- 1 介護予防型訪問サービス費
- 2 生活支援型訪問サービス費
- 3 介護予防型通所サービス費
- 4 生活支援型通所サービス費
- 5 介護予防ケアマネジメント費

基本部分	
------	--

(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	1,176単位/月
(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2	2,349単位/月
(3)1週に2回を超える程度の場合	要支援2	3,727単位/月

(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位/回
(2) 生活援助が中心である場合 ①所要時間20分以上 45分未満の場合	179単位/回
(2) 生活援助が中心である場合 ②所要時間45分以上の場合	220単位/回
(3) 短時間の身体介護が中心である場	163単位/回

二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月

	(1)介護職員等処遇改善加算(V)	
	(1月につき 所定単位数×245/1000)	
	(2)介護職員等処遇改善加算(V)	
	(1月につき 所定単位数×224/1000)	
	(3)介護職員等処遇改善加算(V)	
	(1月につき 所定単位数×182/1000)	
	(4)介護職員等処遇改善加算(V)	
	(1月につき 所定単位数×145/1000)	
	①介護職員等処遇改善加算(V)(1)	
	(1月につき 所定単位数×221/1000)	
	②介護職員等処遇改善加算(V)(2)	
	(1月につき 所定単位数×208/1000)	
	③介護職員等処遇改善加算(V)(3)	
	(1月につき 所定単位数×200/1000)	
	④介護職員等処遇改善加算(V)(4)	
	(1月につき 所定単位数×187/1000)	
	⑤介護職員等処遇改善加算(V)(5)	
	(1月につき 所定単位数×184/1000)	
△ 介護職員等処遇改善加算	⑥介護職員等処遇改善加算(V)(6)	
	(1月につき 所定単位数×183/1000)	
	⑦介護職員等処遇改善加算(V)(7)	
	(1月につき 所定単位数×183/1000)	
(5)介護職員等処遇改善加算	⑧介護職員等処遇改善加算(V)(8)	
(V)	(1月につき 所定単位数×188/1000)	
	⑨介護職員等処遇改善加算(V)(9)	
	(1月につき 所定単位数×142/1000)	
	⑩介護職員等処遇改善加算(V)(10)	
	(1月につき 所定単位数×139/1000)	
	⑪介護職員等処遇改善加算(V)(11)	
	(1月につき 所定単位数×121/1000)	
	⑫介護職員等処遇改善加算(V)(12)	
	(1月につき 所定単位数×118/1000)	
	⑬介護職員等処遇改善加算(V)(13)	
	(1月につき 所定単位数×100/1000)	
	⑭介護職員等処遇改善加算(V)(14)	
	(1月につき 所定単位数×78/1000)	

注	注	注	注	注	注
高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

		事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100			
-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う 場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
		正当な理由なく事業所と同一 の建物に居住する利用者の 割合が100分の90以上の 場合(事業所と同一の建物 の利用者50人以上にサービ スを行う場合を除く)			

注
所定単位はイからホ
までにより算定した
単位数の合計

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

支給限度額管理の対象外

2 生活支援型訪問サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型独自サービス／211	事業対象者・要支援1・2週1回程度の訪問	851単位／月	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型独自サービス／212	事業対象者・要支援1・2週2回程度の訪問	1,701単位／月			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100			
ハ 訪問型独自サービス／213	要支援2週2回を超える程度の訪問	2,698単位／月			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100			
ニ 訪問型独自サービス／221	事業対象者・要支援1・2週1回程度の訪問 ※1月の中で4回まで	194単位／回			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）			
ホ 訪問型独自サービス／321	事業対象者・要支援1・2週2回程度の訪問 ※1月の中で8回まで	197単位／回						
ヘ 訪問型独自サービス／421	要支援2週2回を超える程度の訪問 ※1月の中で12回まで	208単位／回						
ト 初回加算／2		145単位／月						

チ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位×182/1000)	注 所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計	支給限度額管理の対象外
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 所定単位×145/1000)		
	①介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)(Ⅷ) (1月につき 所定単位×158/1000)		
	②介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)(Ⅷ) (1月につき 所定単位×121/1000)		
	③介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)(Ⅷ) (1月につき 所定単位×100/1000)		
	④介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)(Ⅷ) (1月につき 所定単位×78/1000)		

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防型通所サービス費

基本部分			注	注	注	注	注																									
			利用者の数が利用 定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員 数が基準に満たない 場合	高齢者虐待防止措 置未実施減算	業務継続計画未策 定減算	中山間地域等に居 住する者へのサービ ス提供加算	事業所と同一建物に 居住する者又は同 一建物から利用する 者に通所型サービス を行う場合	事業所が送迎を行 わない場合																							
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につ き)	事業対象者・要支援1	1,798単位／月	× 70/100	× 70/100	-1/100	-1/100	+ 5/100	- 376単位／月	~47単位 (片道につき)																							
	要支援2(週2回程度)	3,621単位／月						- 752単位／月																								
	要支援2(週1回程度)	1,798単位／月						- 376単位／月																								
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位／回						- 94単位／回																								
	要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	447単位／回																														
	要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	436単位／回																														
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位／月																														
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位／月																														
ホ 栄養アセスメント加算		50単位／月																														
ヘ 栄養改善加算		200単位／月																														
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位／月																														
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位／月																														
チ 一体的サービス提供加算		480単位／月																														
リ サービス提供体制強化 加算	(1)サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位／月																													
		要支援2(週2回程度)	176単位／月																													
		要支援2(週1回程度)	88単位／月																													
	(2)サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位／月																													
		要支援2(週2回程度)	144単位／月																													
		要支援2(週1回程度)	72単位／月																													
	(3)サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位／月																													
		要支援2(週2回程度)	48単位／月																													
		要支援2(週1回程度)	24単位／月																													
ス 生活機能向上連携 加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※1	100単位／月	※1 3月に1回を限度とする																													
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位／月																														
ル 口腔・栄養 スクリーニング加算 ※2	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位／回	※2 6月に1回を限度とする																													
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位／回																														
ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位／月																														
ワ 介護職員等処遇改善 加算			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×92/1000)			注 所定単位はイからワ までにより算定した 単位数の合計																										
			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×90/1000)																													
			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×80/1000)																													
			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×64/1000)																													
			①介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき 十所定単位×81/1000)																													
									②介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき 十所定単位×76/1000)																							
												③介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき 十所定単位×79/1000)																				
															④介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき 十所定単位×74/1000)																	
																		⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき 十所定単位×65/1000)														
																					⑥介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき 十所定単位×63/1000)											
																								⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき 十所定単位×56/1000)								
																											⑧介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき 十所定単位×69/1000)					
																														⑨介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき 十所定単位×54/1000)		
⑪介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき 十所定単位×53/1000)																																
			⑫介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき 十所定単位×43/1000)																													
						⑬介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 十所定単位×44/1000)																										
									⑭介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 十所定単位×33/1000)																							
												(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			十所定単位×12/1000	注 所定単位はイからワ までにより算定した 単位数の合計																
												(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			十所定単位×10/1000																	
												ヨ 介護職員等 ベースアップ等 支援加算			十所定単位×11/1000		支給限度額管理の対象外															

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)、(3)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

支給限度額管理の対象外

4 生活支援型通所サービス費

基本部分				注	注	注	注	注	注
				利用者の数が利用定員を超える場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	事業対象者・要支援1		1,446単位/月	× 70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-302単位/月	-38単位 (片道につき)
	要支援2(週2回程度)		2,911単位/月					-605単位/月	
	要支援2(週1回程度)		1,446単位/月					-302単位/月	
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		351単位/回	× 70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-302単位/月	-38単位 (片道につき)
	要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		359単位/回					-76単位/回	
	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで		351単位/回						
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	19単位/月	× 70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-302単位/月	-38単位 (片道につき)
		要支援2(週2回程度)	38単位/月					-605単位/月	
		要支援2(週1回程度)	19単位/月					-302単位/月	
ニ 介護職員等処遇改善加算				注 所定単位はイからハまでに上り算出した単位数の合計					
(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 土所定単位×80/1000)				①介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(8) (1月につき 土所定単位×69/1000)					
(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 土所定単位×64/1000)				②介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(11) (1月につき 土所定単位×53/1000)					
(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 土所定単位×44/1000)				③介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 土所定単位×44/1000)					
(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 土所定単位×33/1000)				④介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 土所定単位×33/1000)					
				支給限度額管理の対象外					

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)、(3)を算定している場合は、1月につき302単位の範囲内で、ロ(2)を算定している場合は1月につき605単位の範囲内で減算する。
※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

支給限度額管理の対象外

5 介護予防ケアマネジメント費

基本部分	
イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位／月
ロ 初回加算	300単位／月
ハ 委託連携加算	300単位／月